動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）

改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
アスポキシシリンを有効成分とする注射剤	牛 豚	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を静脈内に注射すること。 １日量として体重１kg当たり５mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前５日間又は食用に供するために搾乳する前36時間 食用に供するためにと殺する前５日間
（略）	（略）	（略）	（略）
キタサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚 鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり330ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料１ｔ当たり500ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前４日間 食用に供するためにと殺する前２日間
（略）	（略）	（略）	（略）
スルファメトキシピリダジンナトリウムを有効成分とする飼料添加剤	豚	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
スルファメトキシピリダジンナトリウムを有効成分とする飲水添加剤	豚	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
スルファメトキシピリダジンを有効成分とする強制経口投与剤	豚	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間